

## 議会基本問題調査特別委員会報告書

本委員会の調査結果について、会議規則第77条の規定により報告する。

平成29年3月24日

議会基本問題調査特別委員会  
委員長 坪倉 勝幸

日南町議会議長 村上 正広 様

平成27年6月26日に設置された本委員会は、議会の活性化と権能の充実向上など議会の基本的事項について14回にわたり委員会を開催して、調査、検討して参りました。

その成果として、以下のことについて条例、規則の改正や議員定数の改定などを行いました。

1. 議会基本条例のうち、議員報酬に関する条項について議員報酬を改定しようとする場合、鳥取県西部地区特別職等報酬審議会の答申を尊重しなければならないとする条項を追加し、議員報酬改定過程をより公平なものにすることとしました。
2. 議会だよりはこれまで特別委員会を設置してその編集発行をしてきたものを、常設の委員会としてその任務に当たることとし、委員会条例を改正し別表に議会広報常任委員会を追加し、議会だよりの編集、発行に関する事項を所管することとしました。
3. 女性の議会参画の推進に鑑み、会議規則を改正し議員が欠席する際の欠席理由に議員の出産を追加しました。
4. 議長、副議長の選出の過程を明らかにし、公平・公正・透明な議会運営に資するため、会議規則を改正し議長、副議長を志願する者の本会議での所信表明の機会を設けることを規定しました。

5. 議員定数のあり方については、町民との意見交換会や議会に関するアンケートの実施、外部講師を招聘しての勉強会をするなど慎重に検討しました。その結果、多様な意見を町政に反映させる必要があるなどの意見もあるなか採決の結果、町の人口が減少していること、アンケートの集計で定数を減らすべきとの意見が多かったことなどの理由により議員定数を現行の12人から2人減じて10人にするとの結論に至りました。

このほか、町民の皆様からいただいた意見や質問に応えるための協議や議案審議の充実などについても精力的に調査検討しました。

今後も引き続き議会の活性化および使命達成のための取り組みについて不断の努力をすることを互いに確認して今期定例会をもって、本委員会は調査を終了することとしました。

以上

発議第 3 号

日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について

次のとおり、日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 29 年 3 月 24 日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会  
委員長 古都 勝人

日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正する条例

日南町意欲ある農業者支援条例（平成 25 年条例第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(助成対象者) 第 3 条 助成金の交付を受けることのできる者は、次の各号すべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 町税の納付その他町に対する債務の履行を遅滞していない者。</p> <p>(2) 日南町に住所を有しかつ、居住する農業者。</p> <p>(3) 米以外の販売額が年間 30 万円を超える営農計画を有する者、または、耕作面積が 1ha を超える営農計画を有する者。ただし、がんばる農家プラン等他の補助事業に取り組む者を除く。</p> <p><u>(4) この助成金の交付を受けたことがない者。</u></p>	<p>(助成対象者) 第 3 条 助成金の交付を受けることのできる者は、次の各号すべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 町税の納付その他町に対する債務の履行を遅滞していない者。</p> <p>(2) 日南町に住所を有しかつ、居住する農業者。</p> <p>(3) 米以外の販売額が年間 30 万円を超える営農計画を有する者、または、耕作面積が 1ha を超える営農計画を有する者。ただし、がんばる農家プラン等他の補助事業に取り組む者を除く。</p> <p>(新設)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 4 号

日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり、日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 29 年 3 月 24 提出

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 山本 芳昭

日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例（平成 29 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業) 第 2 条 第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(4) (略) (5) 第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当した者が、その該当事由発生前 1 年、発生後 2 年の間に、<u>また、第 3 号に該当する者が、その該当事由発生前 4 年、発生後 2 年の間に、その該当事由に沿った住宅の改修、取得を行った場合に、住宅補助金を交付する。ただし、業者による改修・新築については町内事業者に限る。</u></p>	<p>(事業) 第 2 条 第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(4) (略) (5) 第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当した者が、その該当事由発生前 1 年、発生後 2 年の間に、<u>その該当事由に沿った住宅の改修、取得を行った場合に、住宅補助金を交付する。</u> <u>また、第 3 号に該当する者が、その該当事由発生前 4 年、発生後 2 年の間に、その該当事由に沿った住宅の改修、取得を行った場合に、住宅補助金を交付する。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 5 号

日南町議会議員定数条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 29 年 3 月 24 日提出

提出者 日南町議会 議会基本問題調査特別委員会  
委員長 坪倉 勝幸

日南町議会議員定数条例の一部を改正する条例

日南町議会議員定数条例（平成 14 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
日南町議会の議員の定数は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により、 <u>10 名</u> とする。	日南町議会の議員の定数は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により、 <u>12 名</u> とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日南町議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される日南町議会議員の一般選挙から適用する。

議案第 37 号

公の施設に係る指定管理者の指定について（日南町高齢者生産活動センター）

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 24 日提出

日南町長 増 原 聡

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所  
日南振興株式会社 代表取締役 浅川 佳紀  
鳥取県日野郡日南町下石見 199 番地 2
2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
日南町高齢者生産活動センター  
日南町矢戸 1164 番地 1
3. 管理を行わせる期間  
平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
4. 管理業務の範囲
  - ① 高齢者生産活動センターの一部の維持及び管理に関する業務
  - ② 維持及び管理する部分の利用許可に関する業務
  - ③ 維持及び管理する部分の利用料の収受に関する業務
5. 利用料に関する事項  
「日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例」（昭和 53 年条例第 24 号）第 7 条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

議案第 38 号

公の施設に係る指定管理者の指定について（ふるさと日南邑）

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 24 日提出

日南町長 増 原 聡

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所  
日南振興株式会社 代表取締役 浅川 佳紀  
鳥取県日野郡日南町下石見 199 番地 2
2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
ふるさと日南邑  
日南町神戸上 2962 番地 1
3. 管理を行わせる期間  
平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
4. 管理業務の範囲
  - ① ふるさと日南邑の利用に関する業務
  - ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ③ 施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務
5. 利用料に関する事項  
「ふるさと日南邑の設置及び管理に関する条例」（昭和 61 年条例第 20 号）第 8 条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

議案第 39 号

公の施設に係る指定管理者の指定について（日南高原フラワーセンター）

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 24 日提出

日南町長 増 原 聡

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所  
アイビレッジ株式会社 代表取締役 田中 和利  
鳥取県米子市尾高 1983 番地 9
2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
日南高原フラワーセンター  
日南町神戸上 2962 番地 1
3. 管理を行わせる期間  
平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
4. 管理業務の範囲
  - ① フラワーセンターの利用に関する業務
  - ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ③ 施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務
5. 利用料に関する事項  
「日南町フラワーセンターの設置及び管理に関する条例」（平成 5 年条例第 1 号）第 7 条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

議案第 40 号

公の施設に係る指定管理者の指定について（日南高原フラワーセンター育苗ハウス）

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 24 日提出

日南町長 増 原 聡

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所  
日南物産株式会社 代表取締役 石田 康雄  
鳥取県日野郡日南町三栄 1097 番地 1
2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
日南高原フラワーセンター育苗ハウス  
日南町神戸上 2962 番地 1
3. 管理を行わせる期間  
平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
4. 管理業務の範囲
  - ① フラワーセンター育苗ハウスの利用に関する業務
  - ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ③ 施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務
5. 利用料に関する事項  
「日南町フラワーセンターの設置及び管理に関する条例」（平成 5 年条例第 1 号）第 7 条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

議案第 41 号

日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例及び日南町消防団条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例及び日南町消防団条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 24 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例及び日南町消防団条例の一部を改正する条例

第 1 条 日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例（平成 26 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(応募及び取下げ) 第 4 条 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第 8 条第 3 号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。 (1) <u>鳥取県町村総合事務組合退職手当に関する条例</u> （昭和 36 年鳥取県町村職員退職手当組合条例第 2 号）第 2 条第 3 項の規定により職員とみなされる者	(応募及び取下げ) 第 4 条 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第 8 条第 3 号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。 (1) <u>退職手当に関する条例</u> （昭和 36 年鳥取県町村職員退職手当組合条例第 2 号。）第 2 条第 3 項の規定により職員とみなされる者

備考 改正部分は、下線の部分である。

第 2 条 日南町消防団条例（昭和 45 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公務災害補償) 第 16 条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合その公務上の災害に対する補償は、 <u>鳥取県町村総合事務組合</u> の責任においてこれを行う。	(公務災害補償) 第 16 条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合その公務上の災害に対する補償は、 <u>鳥取県市町村消防災害補償組合</u> の責任においてこれを行う。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 42 号

日南町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 24 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険税条例（昭和 45 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>26万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p>

<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ（略）</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき<u>48万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ（略）</p>
---	---

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の日南町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第43号

## 平成28年度日南町一般会計補正予算（第8号）

平成28年度日南町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162,706千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,644,732千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成29年3月24日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		2,985,239	223,659	3,208,898
	1 地方交付税	2,985,239	223,659	3,208,898
18 繰越金		186,915	60,063	246,978
	1 繰越金	186,915	60,063	246,978
20 町債		860,116	△121,016	739,100
	1 町債	860,116	△121,016	739,100
歳入	合計	6,482,026	162,706	6,644,732

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		870,814	162,706	1,033,520
	1 総務管理費	795,435	162,706	958,141
歳 出	合 計	6,482,026	162,706	6,644,732

## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	1080 農業総務一般事務	1,048

**平成28年度日南町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,985,239	223,659	3,208,898
18 繰越金	186,915	60,063	246,978
20 町債	860,116	△121,016	739,100
歳入合計	6,482,026	162,706	6,644,732

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	870,814	162,706	1,033,520				162,706
歳出合計	6,482,026	162,706	6,644,732				162,706

## 2 歳入

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	2,985,239	223,659	3,208,898	1 地方交付税	223,659	特別交付税 223,659
計	2,985,239	223,659	3,208,898			

(款) 18 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	186,915	60,063	246,978	1 繰越金	60,063	前年度繰越金 60,063
計	186,915	60,063	246,978			

(款) 20 町債

(項) 1 町債

23 臨時財政対策債	121,016	△121,016	0	1 臨時財政対策債	△121,016	臨時財政対策債 △121,016
計	860,116	△121,016	739,100			

### 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3 財政管理費	71,641	162,706	234,347				162,706	25 積立金	162,706	財政管理事務	162,706
計	795,435	162,706	958,141				162,706				

平成29年3月 日南町議会定例会

追加補正予算説明附属資料

一	般	会	計	・・・	1
	総	務	課	・・・	2

平成 28 年度 一般会計補正予算(第8号)説明資料

02 款 総務費

01 項 総務管理費

総務課

03 目 財政管理費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1006 財政管理事務	補正前の額	71,641	0	0	0	71,641	
	補正額	162,706	0	0	0	162,706	
	補正後の額	234,347	0	0	0	234,347	

○ 事業説明

3月17日付けで特別交付税額が確定したことにより、臨時財政対策債の借入は行わず、併せて今後の公共施設の維持管理経費を確保するため基金に積立を行う。

○ 執行経費

積立金（公共施設等建設基金積立金） 162,706 千円  
 （積立金の積算根拠）  
 特別交付税額 確定額 523,659千円－既予算額 300,000千円 = 223,659 千円  
 臨時財政対策債 発行可能額 121,016千円－補正後予算額 0千円⇒△121,016 千円  
 繰越金 確定額 246,978千円－既予算額 186,915千円 = 60,063 千円  


---

 積立金 162,706 千円

○ 財源

（一般財源）  
 特別交付税 223,659 千円  
 臨時財政対策債 △ 121,016 千円  
 繰越金 60,063 千円

## 予算審査特別委員会 審査報告書

本委員会に付託になった次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成29年3月24日

日南町議会 予算審査特別委員会  
委員長 山本芳昭

日南町議会議長 村上正広 様

### 記

#### (付託案件)

- 議案第28号 平成29年度日南町一般会計予算
- 議案第29号 平成29年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 議案第30号 平成29年度日南町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第31号 平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第32号 平成29年度日南町介護保険特別会計予算
- 議案第33号 平成29年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第34号 平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第35号 平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 議案第36号 平成29年度日南町病院事業会計予算

#### (審査の経過及び結果)

本委員会は、平成29年3月3日、6日、7日、8日、9日、15日、16日に委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審査を行なった。

その結果、平成29年度各会計予算は、議案第28号、第32号、第33号、第34号については賛成多数で、議案第29号、第30号、第31号、第35号、第36号については全員一致で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきであると決定した。

## (審査意見)

### < 全 般 >

#### 1. 予算説明付属資料について

予算説明資料において継続事業にあつては前年度の検証を踏まえた事業目標・目標数値を示した項目を新たに設け記載されたい。また執行経費の内訳について前年と比較可能な記載とされたい。予算資料と決算資料の事業説明内容と執行経費及び財源は比較しやすいように、項目削除はしないようにされたい。

### < 一般会計 >

#### 2. 町有財産の解体処分について

福栄地域振興センター及び阿毘縁生活改善センター解体工事設計監理委託料は120万円と99万円であり高額と思われる。今までの経験と知識を生かし経費の削減に努められたい。

#### 3. 名水ペットボトル化事業（まめな水）

27年度決算審査において「今後の事業展開について廃止も含め見直すべきである」との意見を付した。今後、事業を継続するとすれば、明確な目的を定め、さらなる事業展開を検討されたい。

#### 4. エナジーにちなんの業務

エナジーにちなんの業務として米などの物販をしないこととなっていたが、依然としてマルカン酢とまめな水を取り扱っている。

これらについても道の駅で取り扱うこととし、エナジーにちなんは農林業研修生育成事業の充実に専念すべきである。

### < 日南病院事業会計 >

#### 5. 剰余金について

従来の公立病院に対する特別交付税措置分に加え29年度一般会計より2,470万円が加えられた。今後人口減少などの要因で厳しい経営が予想されるが、多額の剰余金も保有されている。まずは剰余金を充当すべきであり、29年度中に町当局と十分に協議され議会への報告を求めたい。患者の増加につながるよう医療の信頼性をさらに高め、経費の節約等を図り経営収支の改善に努められたい。

(むすび)

未収金の回収について、28年度の成果、29年度目標達成に向けての方針及び今後の取り組みについて報告されたことを高く評価したい。しかし、予算の積算根拠が明確でないものや計画が十分検討されていないものが見受けられた。予算額の決定においては計画を十分に検討され積算したものとされたい。併せて、議会に対し情報開示の迅速化を図られたい。

以 上

## 陳 情 審 査 報 告 書

先に、本委員会に付託された平成29年陳情第1号『「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情』につき、審査の結果を報告する。

平成29年3月24日

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 山本芳昭

日南町議会議長 村上正広 様

### 審査の経過及び結果

本委員会は、平成29年3月13日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により **全員一致** をもって **不採択** と決定した。

### 理 由

米軍基地が集中し、沖縄県民の負担については充分理解できるが、辺野古への移籍は普天間基地周辺の危険性をなくすためである。

## 陳 情 審 査 報 告 書

先に、本委員会に付託された平成29年陳情第2号『「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書』につき、審査の結果を報告する。

平成29年3月24日

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 山本芳昭

日南町議会議長 村上正広 様

### 審査の経過及び結果

本委員会は、平成29年3月13日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により **全員一致** をもって **不採択** と決定した。

### 理 由

中小企業への支援策の拡充等については理解できるが、全国一律最低賃金制度の確立などは地方の中小企業への影響が大きく、最低賃金一律1,000円の引き上げは困難と考える。

## 陳 情 審 査 報 告 書

先に、本委員会に付託された平成28年陳情第7号「鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書」につき、審査の結果を報告する。

平成29年3月24日

日南町議会 経済福祉常任委員会  
委員長 久代安敏

日南町議会議長 村上正広 様

### 審査の経過及び結果

本委員会は、平成29年3月13日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により **全員一致** をもって **採択** と決定した。

### 理 由

障がい者と家族が安心して暮らしていくためにも、広域的な対応で基盤整備することが急がれる。

発議第6号

鳥取県西部管内に、問題行動等に総合的・長期的に対応できる施設の実現を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成29年3月24日

提出者 日南町議会 経済福祉常任委員会  
委員長 久代 安敏

## 鳥取県西部管内に、問題行動等に総合的・長期的に 対応できる施設の実現を求める意見書（案）

同一世帯内での困難な問題行動等に適切に対処することは、現在の高齢者や障がい者や子どもの支援が別々に行われる分野別支援体制では難しく、高齢の親が中年の子どものDVや精神症状のため自宅から逃れて避難が必要になるケースもまれではありません。

こうした難題に対処するための仕組みを早急に整える必要があり、下記のことを鳥取県が県西部地区の市町村と協力して実現するように求める。

### 記

1. 鳥取県西部に、発達障がい・精神障がい・高次脳機能障がい・認知症・引きこもり・DV・虐待・生活困窮など分野を問わず、分野が重複しても、当事者のみならず、家族全体の支援が可能かつ、精神症状・2次障害・不適切な行動などの問題行動全般に対応可能な相談支援機関、（仮称）西部総合支援センターを開設すること。
2. 高齢・障がい・子ども等、どの分野でも相談・家庭訪問等に対応でき、かつ当事者だけでなく家族全体の支援を行うことができる新たな専門職、（仮称）在宅ケースワーカーの育成に取り組むこと。
3. （仮称）西部総合支援センターから西部地区の全市町村に常駐の、（仮称）在宅ケースワーカーを派遣すること。
4. （仮称）西部総合支援センターでは（仮称）在宅ケースワーカーの育成以外に、福祉支援人材全般の育成・レベルアップにも取り組むこと。
5. （仮称）西部総合支援センターは県立県営が望ましいが、それが困難な場合、当面は県・西部地区の市町村、関係者、要望書提出者で当該センター設立開設・運営に関する検討会を持つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）  
鳥取県知事 平井 伸治 様

# 議 員 派 遣 の 件

平成29年3月24日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

## 記

### 1. 市町村議会議員特別セミナー

- (1) 目 的 議員の能力向上・議会の活性化
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市（全国市町村国際文化研修所）
- (3) 期 日 平成29年4月13日～14日（2日間）
- (4) 派遣議員 村上 正広 議長、福田 稔 副議長、大西 保 議員

### 2. 鳥取県町村監査委員協議会定期総会並びに研修会

- (1) 目 的 議員の能力向上・議会の活性化
- (2) 派遣場所 三朝町
- (3) 期 日 平成29年4月18日
- (4) 派遣議員 近藤 仁志 議員

平成29年3月24日

日南町議会議長 村上正広 様

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 山本芳昭

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件      平成29年 請願第1号  
                 テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する請願書
  
2. 理 由      審査にあたり、詳細に調査研究する必要があるため

平成29年3月24日

日南町議会議長 村上正広 様

日南町議会 経済福祉常任委員会  
委員長 久代安敏

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件     平成29年 陳情第3号  
              農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情書
  
2. 理 由     審査にあたり、詳細に調査研究する必要があるため

## 委員会の閉会中の継続調査について

各委員会から所掌事務について、閉会中に継続調査を要するものと決定され、会議規則第75条の規定により下記のとおり申し出があったので報告する。

平成29年3月24日

日南町議会議長

村上正広

### 記

委員会	事件	期限
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会の運営に関する事項	次期定例会が招集されるまでの間
総務教育常任委員会	総務課、企画課、住民課、教育委員会に属する事項及び他の常任委員会に属しない事項の調査	〃
経済福祉常任委員会	農林課、農業委員会、建設課、福祉保健課、保育園及び日南病院に属する事項の調査	〃
中心地域整備に関する調査特別委員会	中心地域整備に関する調査	〃
議会広報調査特別委員会	議会広報に関する記事等の調査	〃